第22回　北上川水系河川整備学識者懇談会

資料－１

北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）再評価　説明資料

令和7年12月1日

国土交通省 東北地方整備局

目　　次

１.北上川直轄河川改修事業（一関遊水地）　再評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２.河川事業の経緯と概要・・　3
３.事業を巡る社会経済情勢等の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
４.事業の進捗状況・・　9
５.事業の投資効果・・　11
６.今後のスケジュール・・・　17
７.コスト縮減・・・　18
８.地方公共団体等の意見・・・　19
９.対応方針（原案）・・　20

1．北上川直轄河川改修事業（一関遊水地）　再評価の流れ

【北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）】

【事業評価の経過】

【北上川総合水系環境整備事業】

H22.4.1 以前 再評価 5年毎

（H20 事業評価監視委員会）

平成20年12月　事業再評価
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）

（H21 事業評価監視委員会）

平成21年12月　事業再評価
・北上川総合水系環境整備事業

主な改定点

平成22年4月1日
公共事業評価実施要領の改定

- 再評価における都道府県・政令市への意見聴取の導入する。
- 再評価の実施時期の短縮（直轄事業等に関する実施サイクルを5年→3年に短縮）。

H22.4.1 以降 再評価 3年毎

（H23 事業評価監視委員会）

平成23年10月　事業再評価
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）

（第8回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

平成24年10月　事業再評価
・北上川直轄河川改修事業
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）
・北上川総合水系環境整備事業

平成25年11月1日
平成26年4月15日
費用対効果分析の効率化に関する運用

①費用対効果分析の影響要因に変化がない。②事業規模に比して分析に要する費用が著しく大きい。

- 上記の①と②を満たす場合、費用対効果実施することが効率的でないことから、実施しないことが可能。
- 事業全体または残事業の便益に大きな変化が予想される場合は、上記に関わらず費用対効果分析を実施する。

（第9回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

平成25年10月　事業再評価
・北上川総合水系環境整備事業

※整備内容変更、期間延長のため実施

（第11回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

平成27年10月　事業再評価・事後評価
・北上川直轄河川改修事業
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）
・北上川上流土地利用一体型水防災事業（一関・川崎地区）

（第12回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

平成28年10月　事業再評価
・北上川総合水系環境整備事業

平成30年3月30日
公共事業評価実施要領の改定

- 事業の進捗確認の徹底（関係機関への情報共有、進捗状況の確認・適宜公表等）。
- 事業進捗等に大きな変更がない事業は、再評価の実施サイクルを5年とする。

H30.4.1 以降 再評価 5年毎

（第15回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

平成30年 6月　事業再評価・計画段階評価
・北上川直轄河川改修事業
・北上川における治水対策の計画段階評価

※北上川直轄河川改修事業は、河川整備計画に含まれる事業全体（ダムを含む）で再評価を実施

令和2年4月
治水経済調査マニュアル（案）の改定

（第16回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

令和 2年12月　事業再評価
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）

令和 2年12月　事業再評価
・北上川総合水系環境整備事業

※事業内容変更、期間延長のため実施

令和6年4月・令和7年7月
治水経済調査マニュアル（案）の改定

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領における「再評価実施後一定期間が経過している事業」に該当するため、事業再評価を実施する。

（第22回 北上川水系河川整備学識者懇談会）

令和7年12月　事業再評価
・北上川上流直轄河川改修事業（一関遊水地）

令和 7年12月　事業再評価
・北上川総合水系環境整備事業

令和7年　東北地方整備局事業評価監視委員会に報告

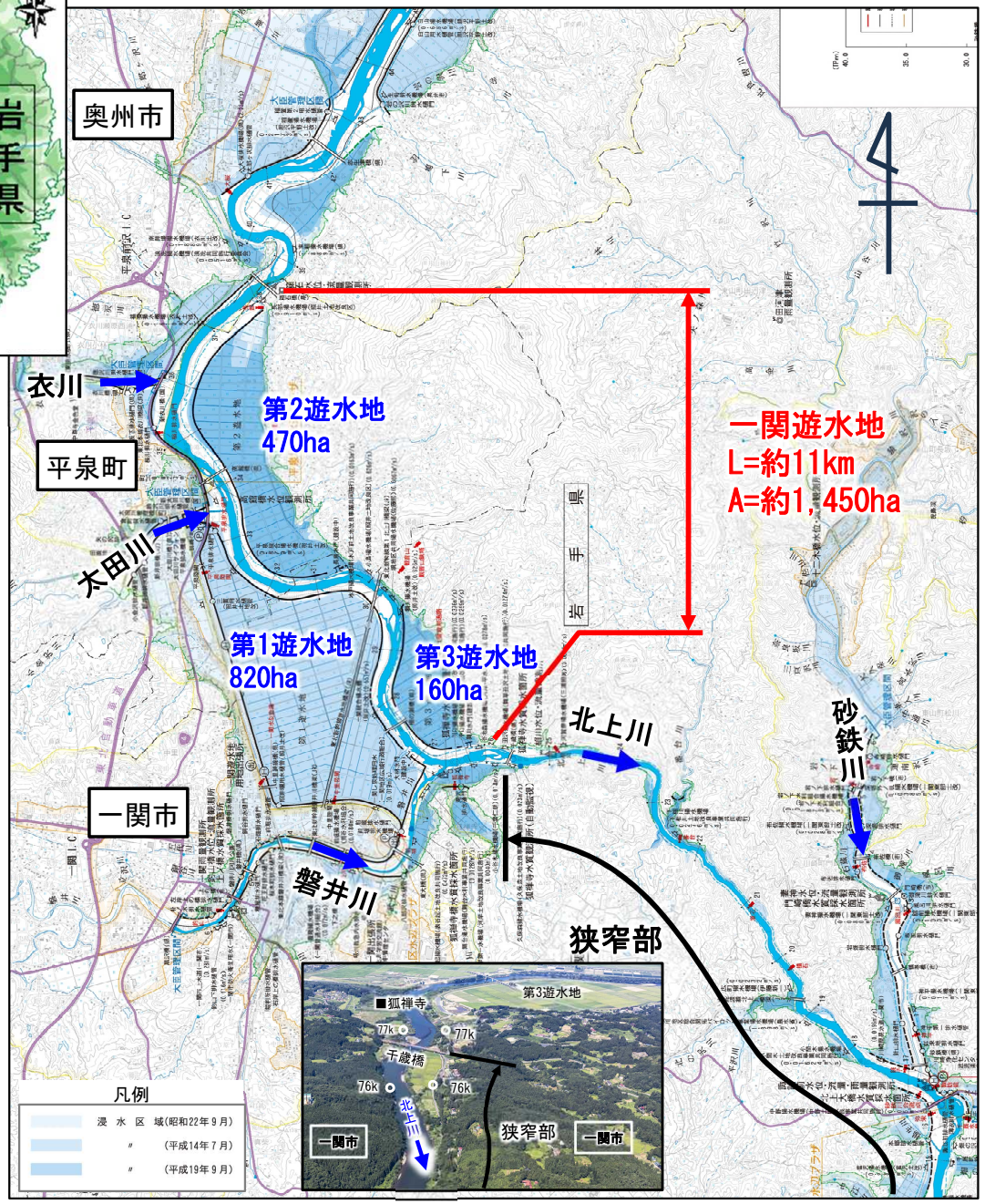
２．河川事業の経緯と概要

- 一関・平泉地域は、狭窄部の直上流という地理的特性から古来より北上川の氾濫を生じてきた地区であり、浸水被害に悩まされてきました。

- 昭和22年洪水・昭和23年洪水と2年連続して発生した大洪水において、合わせて約900名の死者行方不明者が生じる未曾有の水害を引き起こしました。

- 一関遊水地は、このような水害を契機に計画された北上川治水事業の一大プロジェクトとして、狭窄部直上流の氾濫しやすい地理的特性を活かして計画された遊水地です。



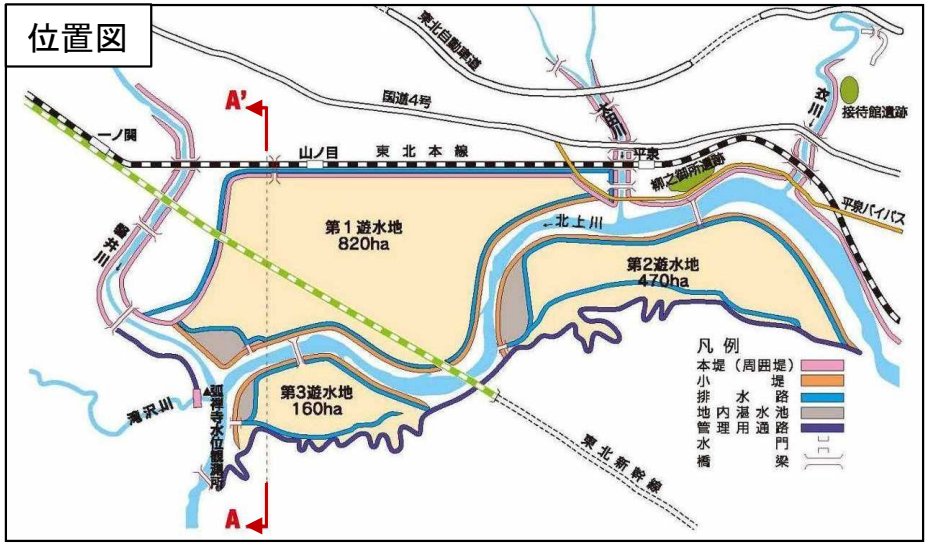


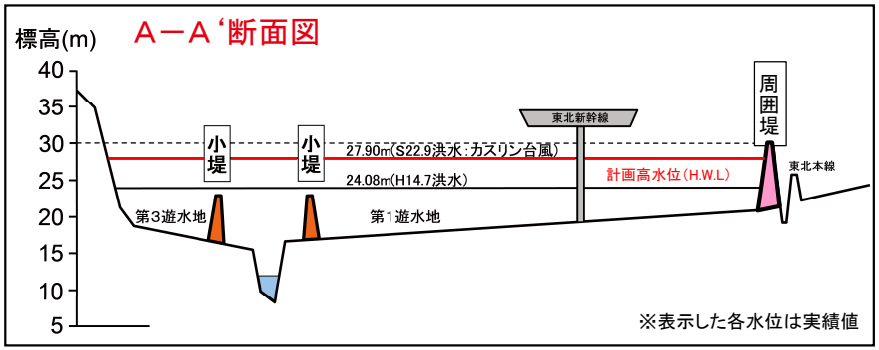
2. 河川事業の経緯と概要

● 一関遊水地は、大規模洪水時に貯留効果を発現するとともに市街地を洪水から防御する周囲堤と中小洪水から遊水地内の農地を守る小堤の整備を行い、流域の治水安全度向上を図ります。

＜事業の概要＞
整備内容　：周囲堤 27,800m、小堤 17,900m、水門 3基
全体事業費：約2,521億円
事業期間　：昭和47年度～令和8年度
用地着手　：昭和49年7月　第2遊水地家屋移転開始
工事着手　：昭和49年3月　千歳橋着工(付帯)
洪水調節量：2,300m³/s （狐禅寺地点　S22.9洪水(1/150)）

位置図







一関遊水地は洪水の規模に応じて下図の効果を発揮します。



3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(1)災害発生時の影響

- 一関遊水地周辺には、一関市街地があり資産が集積しており、東北新幹線、東北本線、国道284号線と物流や交通機関ネットワーク、要配慮者施設等の重要施設が存在しています。
- 一関遊水地が整備されていなかった場合において洪水が発生すると、これら重要施設が浸水し甚大な被害の発生が想定されることから、治水安全度を向上させることが必要となっています。

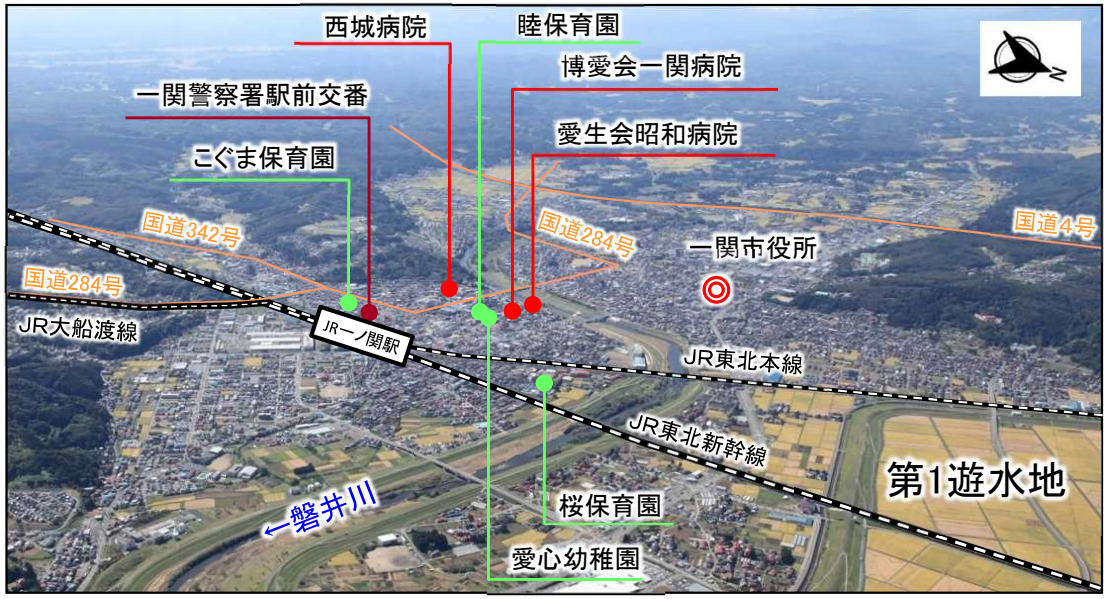
	施設等被害	社会的影響	浸水想定区域内にある主な施設等
重要施設被害	要配慮者利用施設等の被害	要配慮者利用施設(小学校、児童館等)の人的被害、病院等の緊急医療の停滞等の被害	西城病院、愛生会昭和病院、博愛会一関病院、愛心幼稚園、睦保育園、桜保育園、こぐま保育園、認定龍澤寺こども園、ケアハウスプレシオーソ中里、老人ホームいこいの園、ペルシモン三関、シルバーピュアー関、老人ホームグラシアスー関、老人ホームシエスター関
	防災拠点施設等の被害	役所、警察、消防等の防災拠点施設の被災	一関市街地、一関警察所駅前交番、一関西消防署田村町分遣所
波及被害	交通途絶による波及被害	道路や鉄道等の交通途絶停滞に伴う周辺地域を含めた波及被害	JR東北新幹線、JR東北本線
	ライフラインの機能停止による波及被害	電気・ガス・水道等の供給停止被害	前堀浄水場、一関浄化センター、東北電力一関電力センター

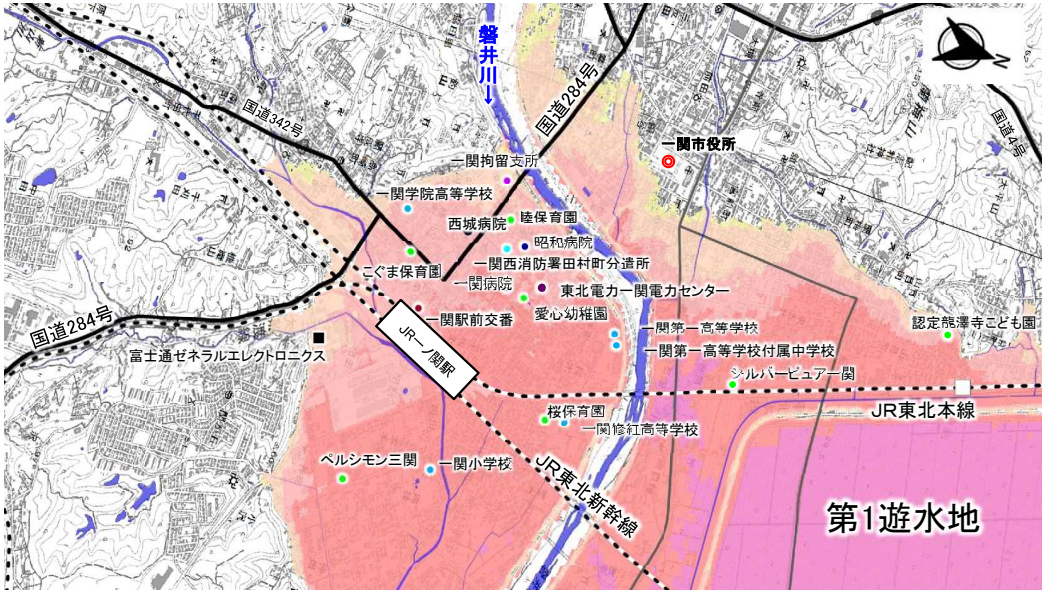
凡例

浸水した場合に想定される水深
- 0.5m未満の区域
- 0.5m~3.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域
- 5.0m~10.0m未満の区域
- 10.0m ~20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

- 福祉施設(幼稚園、保育園、老人ホーム)
- 病院
- 学校
- 都道府県機関
- 警察
- 消防
- 電力センター
- 浄水場
- 下水処理場

- 鉄道
- 国道
- 主要地方道





3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2)過去の災害実績

● 一関・平泉地域は、直下流にある狭窄部の影響により、古くから洪水常襲地域となっており、昭和22年9月洪水のカスリン台風や昭和23年9月洪水のアイオン台風では一関市を中心に壊滅的な被害を受けています。

既往の主要洪水及び被害状況

洪水年月日	気象要因	家屋(戸)		死者・行方不明者(人)	備考
		浸水	全半壊・流失		
明治43年9月	前線	7,912	200	5	
昭和22年9月	カスリン台風	37,868	7,186	212	戦後最大洪水
昭和23年9月	アイオン台風	28,972	3,743	709	
昭和56年8月	台風(15号)	2,381	29	3	
平成2年9月	台風(19号)	352	1	0	
平成10年8月	前線+台風(4号)	681	3	0	
平成14年7月	前線+台風(6号)	2,134	9	2	
平成19年9月	前線+台風(11号)	730	0	2	
平成25年8月	大気不安定	1,511	11	0	御所ダムで既往最大流入量
平成25年9月	台風+前線	158	74	0	四十四田ダムで既往最大流入量

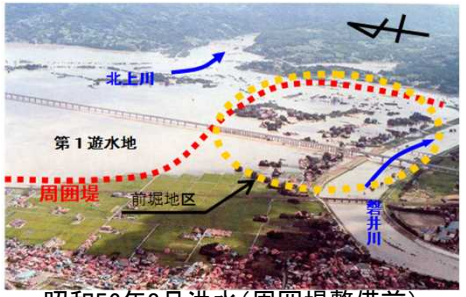
注家屋被害、死者・行方不明者数は岩手県の合計値



昭和22年9月洪水



昭和23年9月洪水



昭和56年8月洪水(周囲堤整備前)



平成14年7月洪水



平成14年7月洪水

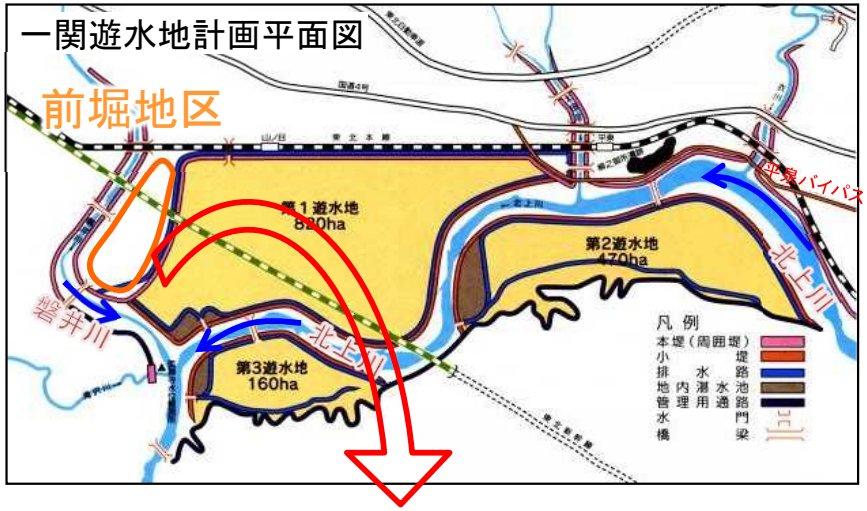


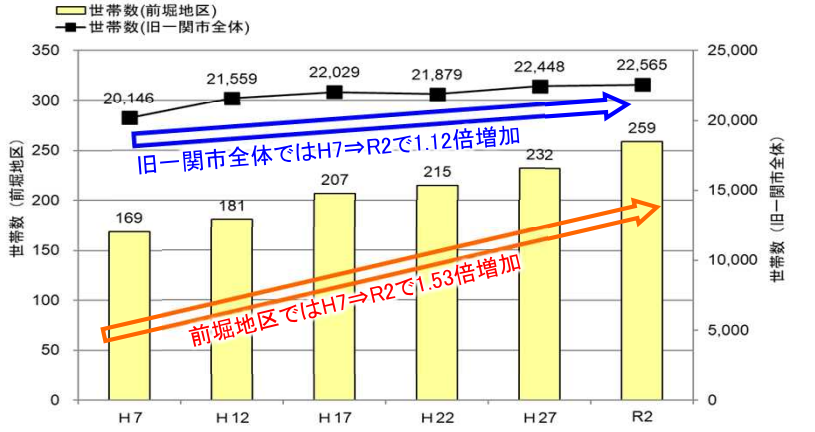
平成19年9月洪水(周囲堤整備後)

3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

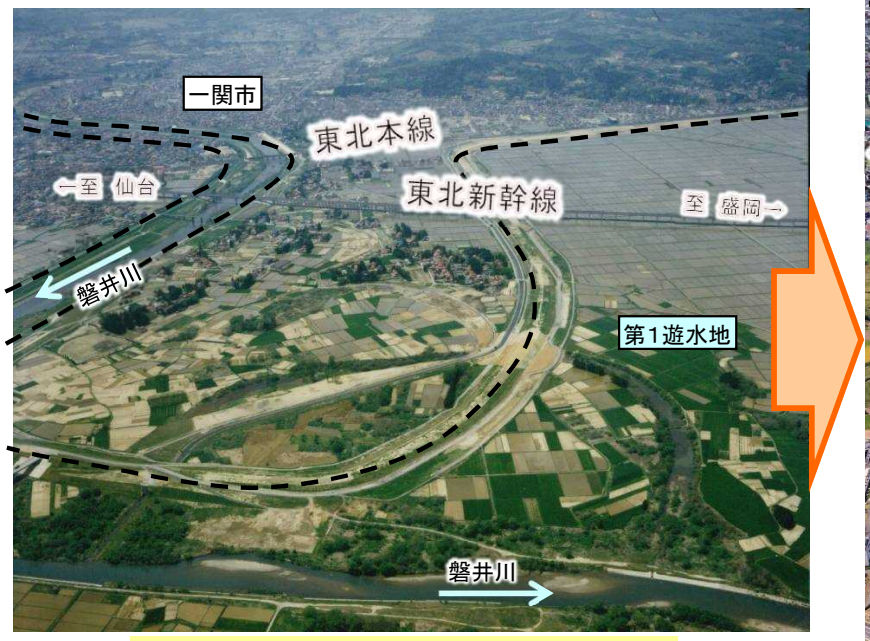
(3)地域の開発状況

- 北上川流域における治水事業の根幹として、昭和47年から一関遊水地事業に着手し、平成15年に周囲堤が完成しました。
- 周囲堤整備により、前堀地区では大規模店舗が展開するとともに、公共施設等が多く建設され、世帯数も増加しました。





世帯数の推移 ※「旧一関市」とは、平成17年合併前の一関市
※本グラフは、国勢調査結果から集計



昭和63年5月撮影(前堀地区付近)



令和6年7月撮影(前堀地区付近)

3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(4)地域の協力体制

○連絡協議会による避難計画(案)の策定

- 一関遊水地では、洪水時に遊水地内の利用者へ避難誘導を確実に行うため、令和3年12月3日に「一関遊水地連絡協議会」を設立し、一関遊水地避難計画(案)を策定しました。
- 令和7年5月、洪水時に関係機関が連携し、遊水地内の利用者への情報提供、避難誘導及びその他必要な措置を行うための訓練を実施しました。



一関遊水地連絡協議会(第3回)開催(令和6年6月21日)

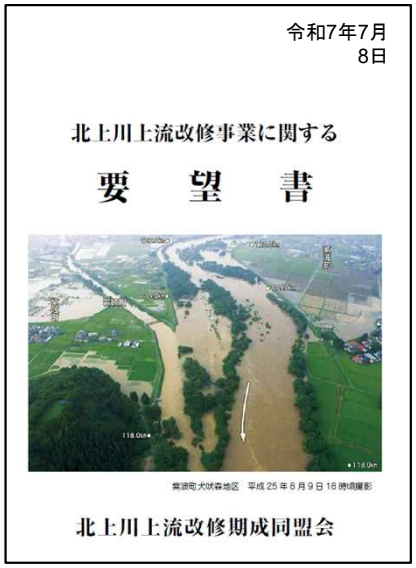


洪水対応演習(陸閘閉鎖訓練)(令和7年5月13日)



○地域の要望

- 北上川上流改修期成同盟会をはじめとする各団体より、要望書が提出されるなど、北上川直轄河川改修事業及び一関遊水地事業の早期完成が望まれています。


令和7年7月
8日

北上川上流改修事業に関する

要　望　書

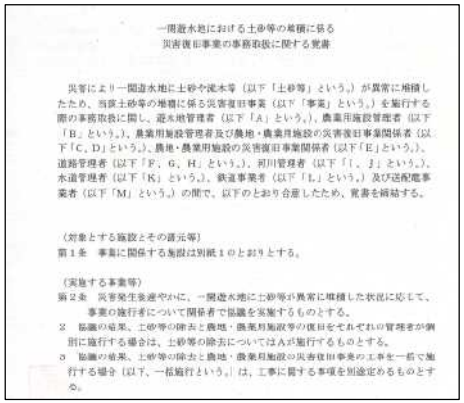
北上川上流改修期成同盟会

(抜粋)

- 全国に比べ河川整備の遅れている北上川改修のため、令和8年度の北上川上流改修事業費の増額による治水関係予算の確保と、事業費の推進を図ること。
- 北上川治水の要である一関遊水地事業の早期完了に向けその実現を図ること。

○災害復旧事業に係る覚書の締結

- 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とするため、関係施設管理者等と事前に覚書を締結。


一関遊水地における土砂等の堆積に係る
災害復旧事業の事務取扱に関する覚書

災害により一関遊水地に土砂や流木等(以下「土砂等」という。)が異常に堆積したため、当該土砂等の堆積に係る災害復旧事業(以下「事業」という。)を施行する際の事務取扱に関し、遊水地管理者(以下「A」という。)、農業用施設管理者(以下「B」という。)、農業用施設管理者及び農地・農業用施設の災害復旧事業関係者(以下「C、D」という。)、農地・農業用施設の災害復旧事業関係者(以下「E」という。)、道路管理者(以下「F、G、H」という。)、河川管理者(以下「I、J」という。)、水道管理者(以下「K」という。)、鉄道事業者(以下「L」という。)及び送配電事業者(以下「M」という。)の間で、以下のとおり合意したため、覚書を締結する。

(対象とする施設とその諸元等)
第1条　事業に関係する施設は別紙1のとおりとする。

(実施する事業等)
第2条　災害発生後速やかに、一関遊水地に土砂等が異常に堆積した状況に応じて、事業の施行者について関係者で協議を実施するものとする。
2　協議の結果、土砂等の除去と農地・農業用施設等の復旧をそれぞれの管理者が個別に施行する場合は、土砂等の除去については A が施行するものとする。
3　協議の結果、土砂等の除去と農地・農業用施設の災害復旧事業の工事を一括で施行する場合(以下、一括施行という。)は、工事に関する事項を別途定めるものとする。

＜関係施設管理者等＞

- 遊水地管理者
- 農業用施設管理者
- 農地・農業用施設の災害復旧事業関係者
- 道路管理者
- 河川管理者
- 水道管理者
- 鉄道事業者
- 送配電事業者

4. 事業の進捗状況

（１）一関遊水地の進捗状況

・令和６年９月洪水時に地内湛水池が湛水
・小堤と水門整備により292haの農地浸水を防御

磐井川（磐井橋 左岸陸閘・右岸陸閘）



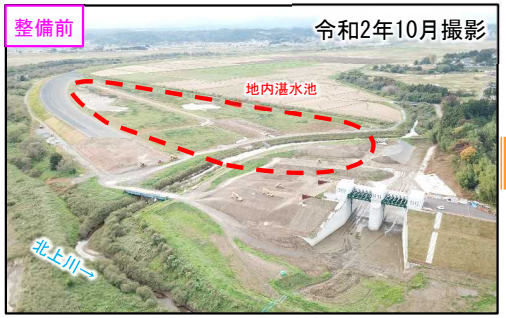


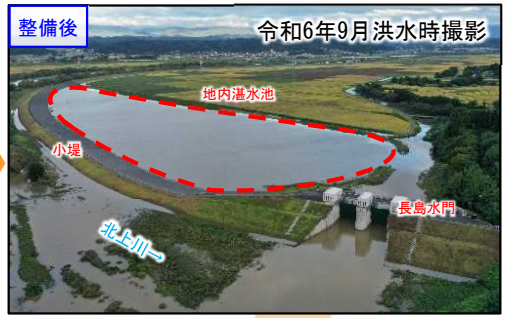
磐井川（釣山地区 特殊堤）





第2遊水地（小堤・水門・地内湛水池）







令和5年10月撮影

第1遊水地（小堤・水門・地内湛水池）





第3遊水地（小堤・水門・地内湛水池）



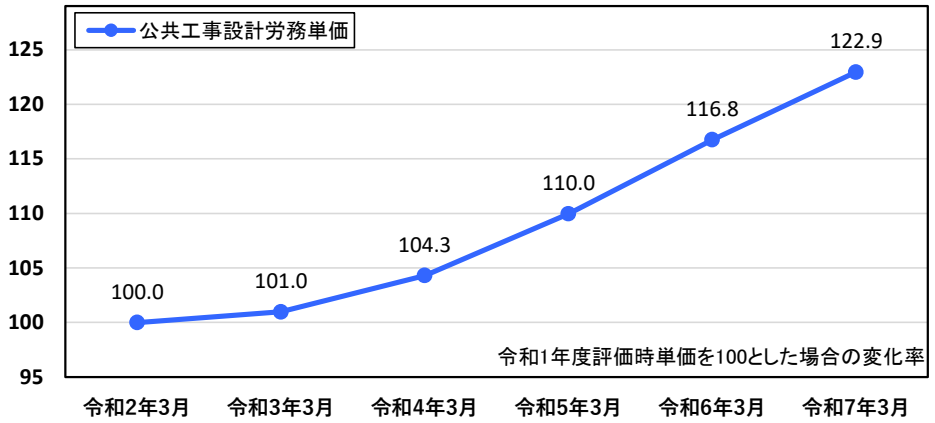


4. 事業の進捗状況

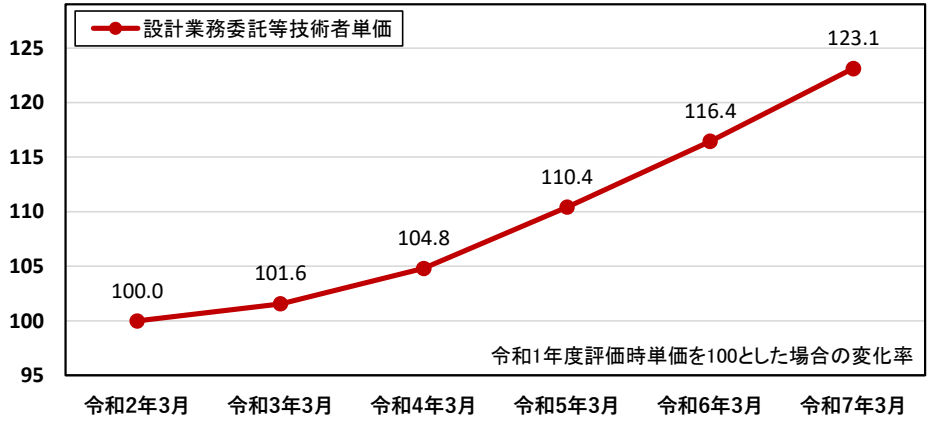
(2)費用増減の要因

- 近年の公共工事関連の物価上昇傾向により事業費が約17億円増加しました。労務費の上昇のほか、事業の進捗に伴う変更により約114億円増加しました。
- 事業計画の見直しにより事業費が減少しました。(310億円の減少)

公共工事設計労務単価



設計業務委託等技術者単価



項目	変更内容	増減額(億円)
労務費の上昇	公共工事関連の設計労務単価等の上昇を反映	+17
事業進捗に伴う工事費の変更	地内掘削、管理施設、小堤、水門等の工事費増	+114
事業計画の見直し	附帯工事の減	-310
合計		-179

５．事業の投資効果

（1）算定方法

・費用対効果については、下記により評価を行います。

整備計画の効果（B）

①洪水調節・洪水氾濫被害の防止効果

◆直接的な被害の防止
（資産（家屋、農産物など）への被害防止）
◆間接的な被害の防止
（稼働被害（営業停止損失など））

②残存価値（事業完了後50年後価値）

※残存価値とは、将来において施設が有している価値

整備計画の費用（C）

①事業費（S47～R8）

②維持管理費（S47～R58）

整備計画の効果（B）と費用（C）の比較による評価を行う。

５．事業の投資効果

（２）費用対効果分析（前回との算定条件の比較）

赤字：今回変更箇所

今回の検討（令和7年）	前回の検討（令和2年）
①河道条件	
・一関遊水地事業着手前（昭和47年度） ・一関遊水地事業供用開始（令和8年度）	・一関遊水地事業着手前（昭和47年度） ・一関遊水地事業完了後（令和8年度）
②資産データ、評価額等の更新	
・資産データ：令和2年国勢調査、令和3年経済センサス、 平成22年100mメッシュ延床面積（JACIC）を使用 ・評価額　：令和5年評価額	資産データ：平成27年国勢調査、平成28年経済センサス、 平成22年100mメッシュ延床面積（JACIC）を使用 評価額　：令和元年評価額
③事業費・事業期間	
・全体事業費　：2,521億円（税込）（2,248億円※）　※工事諸費除く 一関遊水地周囲堤及び小堤等の整備に伴う費用 ・事業期間　：S47～R8	全体事業費　：2,700億円（税込）（2,452億円※）　※工事諸費除く 一関遊水地周囲堤及び小堤等の整備に伴う費用 ・事業期間　：S47～R8
④その他	
・治水経済調査マニュアル（案）〔令和7年7月〕に基づき算出	治水経済調査マニュアル（案）〔令和2年4月〕に基づき算出

5. 事業の投資効果

(3)費用対効果分析

- 事業全体に要する費用(C)は約7,898億円であり、事業の実施による総便益(B)は約18,264億円。これをもとに算出される費用便益比(B／C)は2.3となります。(前回評価B／C 1.9)
- 令和7年以降の残事業に要する総費用(C)は約34億円であり、この事業の実施によりもたらされる総便益(B)は約255億円。これをもとに算出される費用便益比(B／C)は7.5となります。

項目			今回評価(令和7年度) 全体事業〔S47～R8〕 現在価値化	今回評価(令和7年度) 残事業〔R7～R8〕 現在価値化	(※参考)前回評価(令和2年度) 全体事業〔S47～R8〕 現在価値化	(※参考)前回評価(令和2年度) 残事業〔R3～R8〕 現在価値化	前回評価との主な変更点
C 費用	事業費	①	7,782億円	34億円	6,407億円	440億円	・評価基準年の変更
	維持管理費	②	116億円	1億円	80億円	5億円	
	総費用	③=①+②	7,898億円	34億円	6,486億円	445億円	
B 便益	便益	④	18,129億円	252億円	12,470億円	2,667億円	・評価基準年の変更 ・資産の更新に伴う変更
	残存価値	⑤	135億円	3億円	115億円	23億円	
	総便益	⑥=④+⑤	18,264億円	255億円	12,585億円	2,690億円	
費用便益比(CBR) B／C			2.3	7.5	1.9	6.0	
純現在価値(NPV) B－C			10,366億円	221億円	6,098億円	2,245億円	
経済的内部収益率(EIRR)			7.0%	34.8%	6.3%	50.1%	

※参考:前回評価と条件が異なることから、前回評価における費用対効果分析は参考値として記載しています。

○評価基準年次:令和7年度(前回評価基準年:令和2年度)

○総便益(B) :・便益(治水)については評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和
・残存価値:将来において施設が有している価値

○総費用(C) :・評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、事業費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和
・事業費:一関遊水地の改修に要する費用(残事業は令和7年度以降)※実施済の事業費は実績費用を計上
・維持管理費:一関遊水地の維持管理に要する費用(災害復旧事業費を除く)

○割引率 :「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」により4.0%とする

(参考) 国債の実質利回りを踏まえた社会的割引率を用いた場合

社会的割引率	全体事業 (B/C)	残事業 (B/C)
4.0%	2.3	7.5
2.0%	2.9	10.9
1.0%	3.4	13.6

５．事業の投資効果

（4）費用対効果分析〔感度分析〕

- 残事業費、残工期、資産がそれぞれ±10%に変動した場合のB/Cを算出しました。
- 全体事業のすべてのケースでB/Cが1.0以上となりました。

	全体事業	基本	感度分析					
			事業費		工期		資産	
			+10%	−10%	+10%	−10%	+10%	−10%
全体事業（S47～R8）	総費用(億円)（現在価値化）	7,898	7,902	7,895	7,898	7,898	7,898	7,898
	総便益(億円)（現在価値化）	18,264	18,264	18,264	18,264	18,264	19,963	16,565
	費用便益費（B／C）	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.1

	残事業	基本	感度分析					
			事業費		工期		資産	
			+10%	−10%	+10%	−10%	+10%	−10%
残事業（R7～R8）	総費用(億円)（現在価値化）	34	38	31	34	34	34	34
	総便益(億円)（現在価値化）	255	255	255	255	255	277	233
	費用便益費（B／C）	7.5	6.8	8.3	7.5	7.5	8.1	6.8

※残工期が1年未満であるため残工期±10%のケースは基本ケースと同様である。
※表示桁数の関係で計算値が一致しないことがある

5. 事業の投資効果

(5)被害項目一覧

- 前回評価・今回評価に見込んでいる「被害防止便益(B)」は、治水経済調査マニュアル(案)で、【貨幣換算化されている項目】青色の部分を集計し算定した結果となります。
- 治水経済調査マニュアル(案)に示されている便益として、今後計上されうるオレンジ色の【貨幣換算化されていない項目】について、赤で囲んだ項目の効果を参考に試算しました。

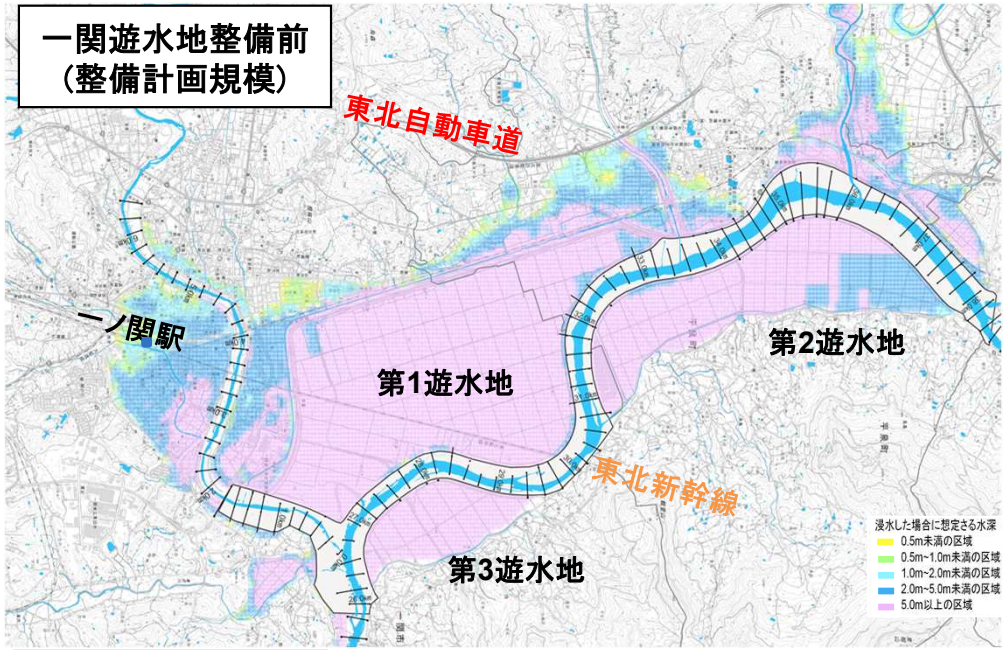
評価項目			備考
直接被害	資産被害	一般資産被害	家屋、家庭用品、事業所償却資産など
		農産物被害	
		公共土木施設等被害	
	人的被害	人的被害	浸水区域内人口、最大孤立者数、災害時要援護者数、死者数など
間接被害	稼働被害	営業停止被害	家計、事業所、公共・公益サービス
		応急対策費用	家計、事業所、国・地方公共団体
	社会機能低下被害	医療・社会福祉施設等の機能低下による被害	医療施設、社会福祉施設等
		防災拠点施設の機能低下による被害	役所、警察、消防等の防災拠点施設
	波及被害	交通途絶による波及被害	道路、鉄道、空港、港湾等
		ライフラインの停止による波及被害	電力、水道、ガス、通信等
		経済被害の域内・域外への波及被害	事業所
	精神的被害		
	その他	地下空間への被害	
		文化施設等の被害	
		水害廃棄物の発生	
	リスクプレミアム		
	水害により地域の社会経済構造が変化する被害		

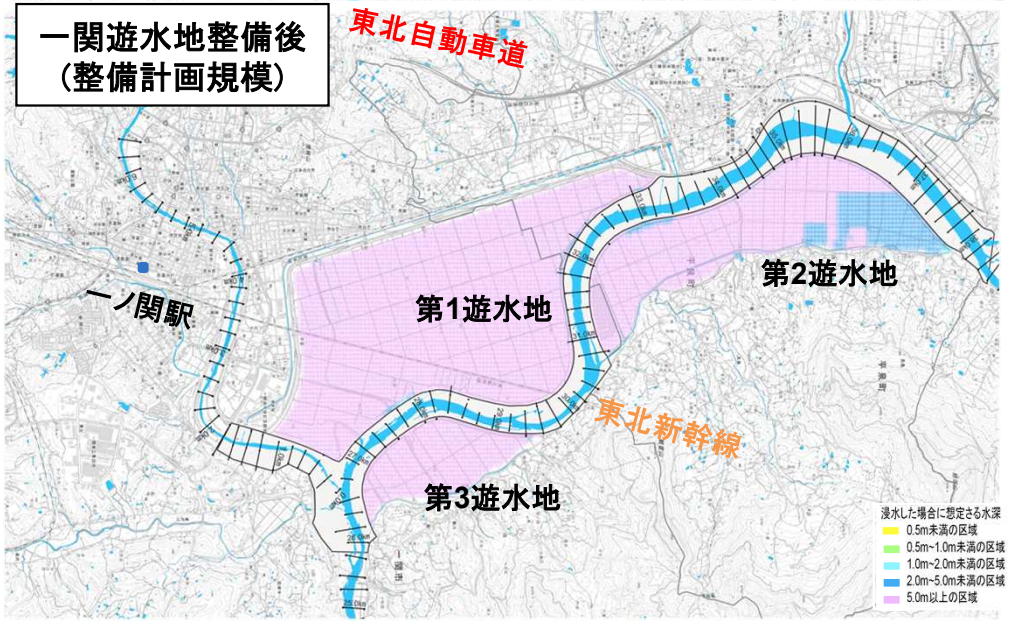
貨幣換算化されている項目　　貨幣換算化されていない項目

5. 事業の投資効果

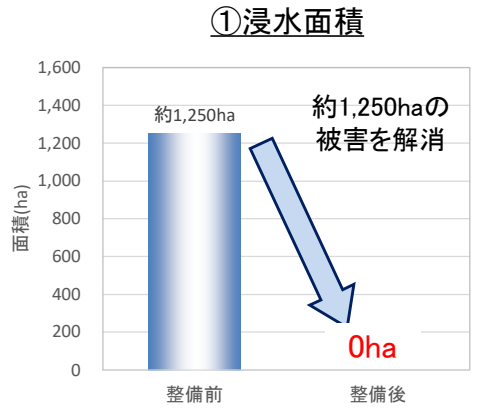
(6)貨幣価値が困難な効果等による評価

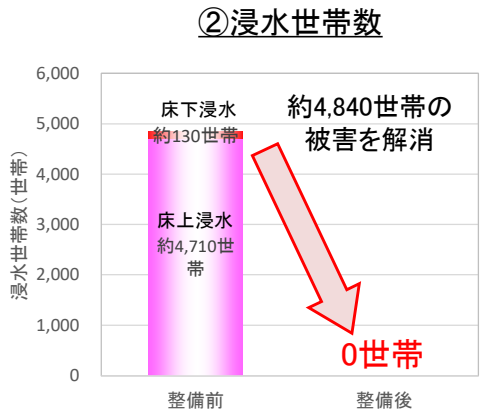
● 河川整備計画規模の洪水が発生した場合、一関遊水地周辺の浸水区域内人口は約11,100人であり、想定死者数は、避難率0%で約1,310人、避難率40%で約780人、避難率80%で約260人との試算結果となっており、事業実施により被害が解消されます。



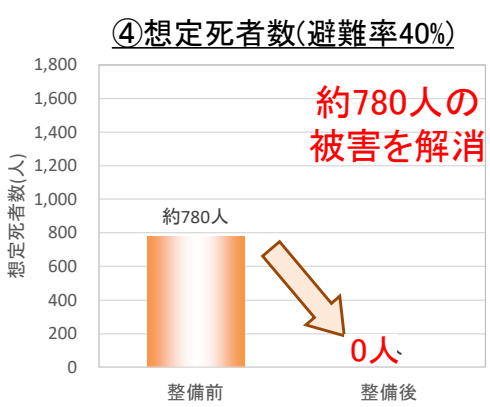


人的被害等の解消(一関遊水地整備前後の比較)







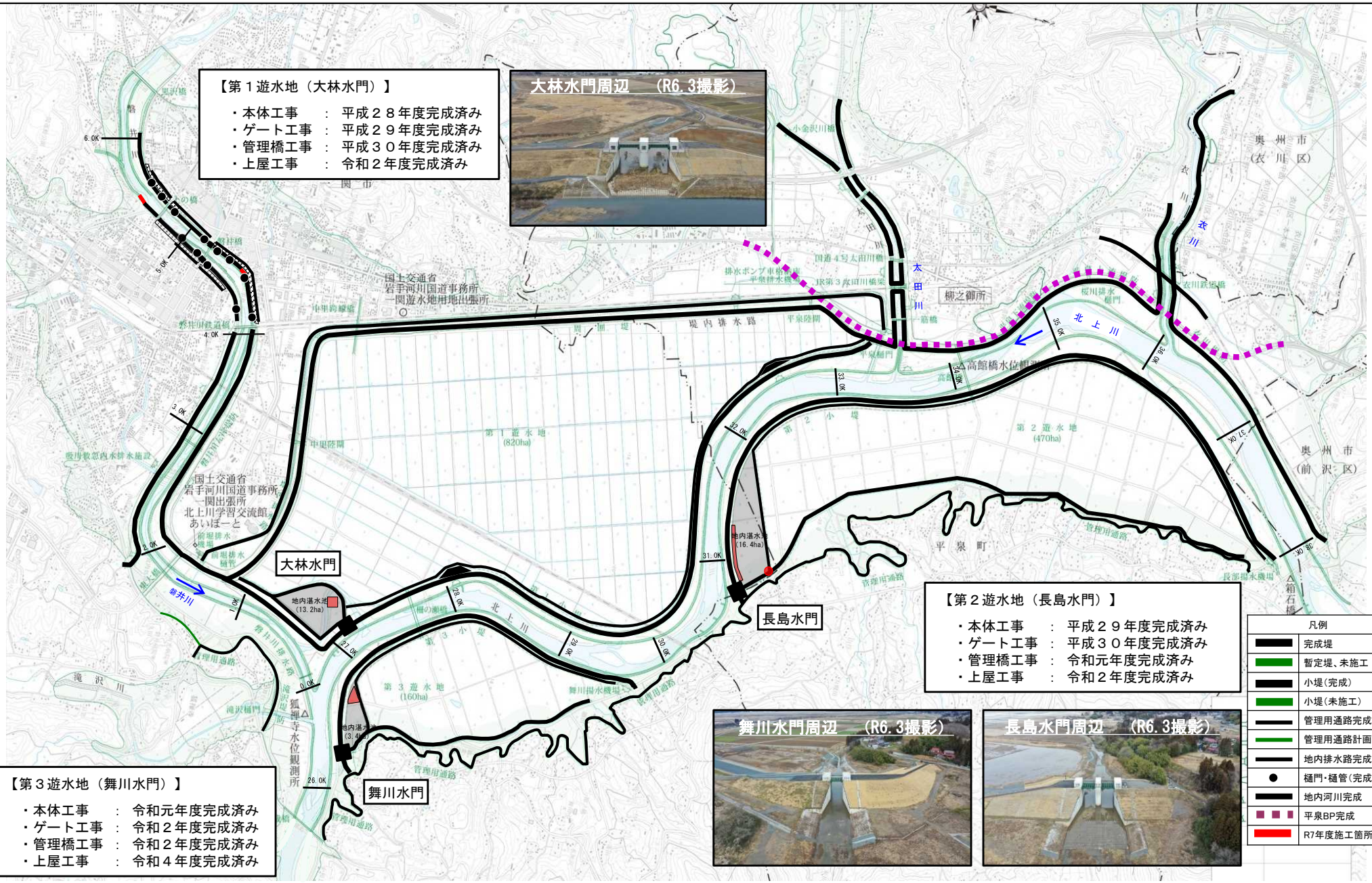


項目		被害数量 a.整備前	b.整備後	効果(a−b)
①浸水面積(ha)※1		約1,250	0	約1,250
②浸水世帯数(世帯)	床上	約4,710	0	約4,710
	床下	約130	0	約130
③浸水範囲内人口(人)		約11,100	0	約11,100
④想定死者数(人)※2	避難率80%	約260	0	約260
	避難率40%	約780	0	約780
	避難率0%	約1,310	0	約1,310

※1 浸水面積は、遊水地内を除く
※2 想定死者数は、「水害の被害指標分析の手引(H25試行版)」に基づき算定した推計値

６．今後のスケジュール

令和7年度の工事により、一関遊水地本体は洪水調節効果を発揮できる状態となることから、令和8年度の出水期に供用を開始し、令和9年度から施設管理へ移行する予定です。

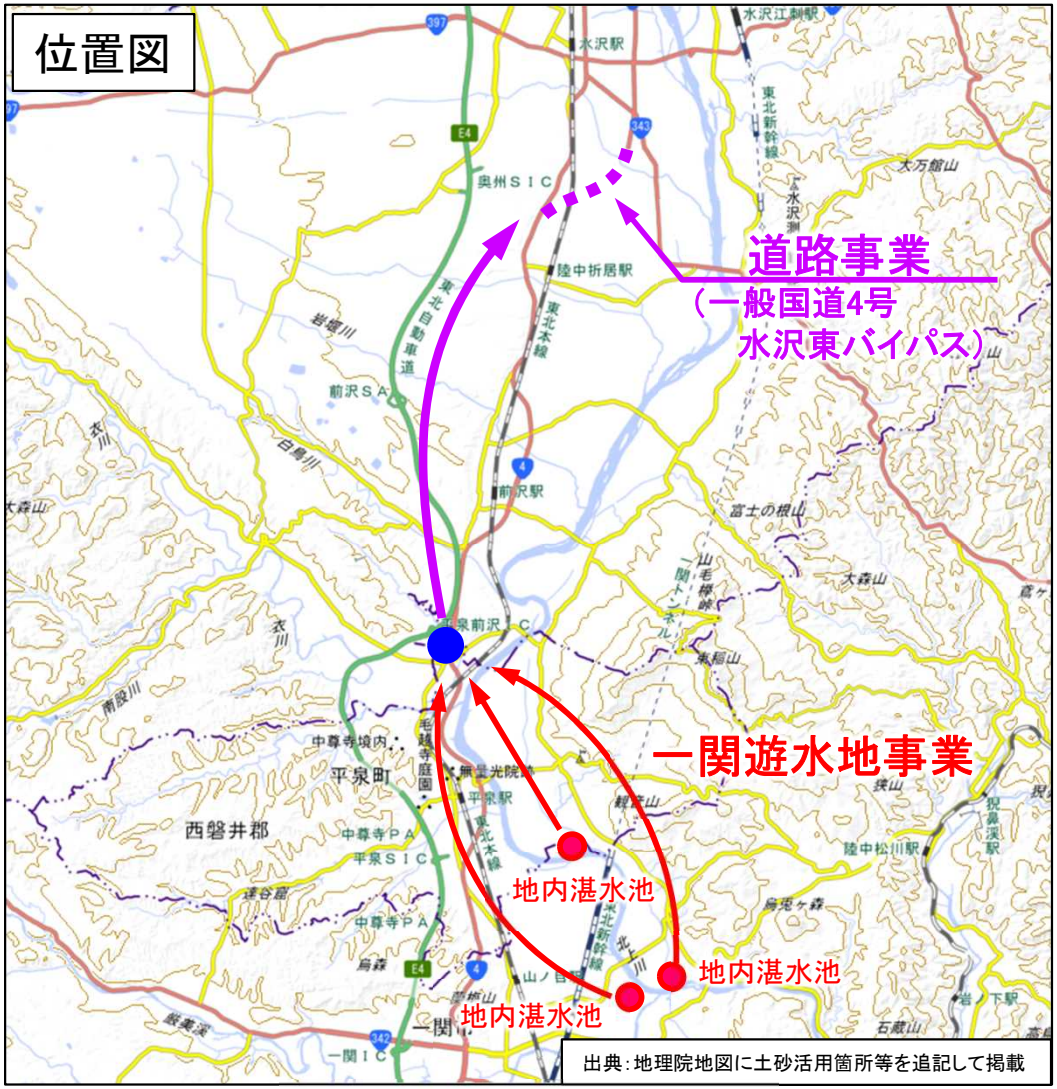


7．コスト縮減

●地内湛水池の掘削により発生した土砂を他の公共事業へ流用し、活用を図ります。

①掘削で発生する土砂の有効利用

・掘削により発生した土砂は、道路事業（一般国道4号水沢東バイパス）等への活用を図りました。



掘削土砂の他事業への活用事例



地内湛水池積込み状況

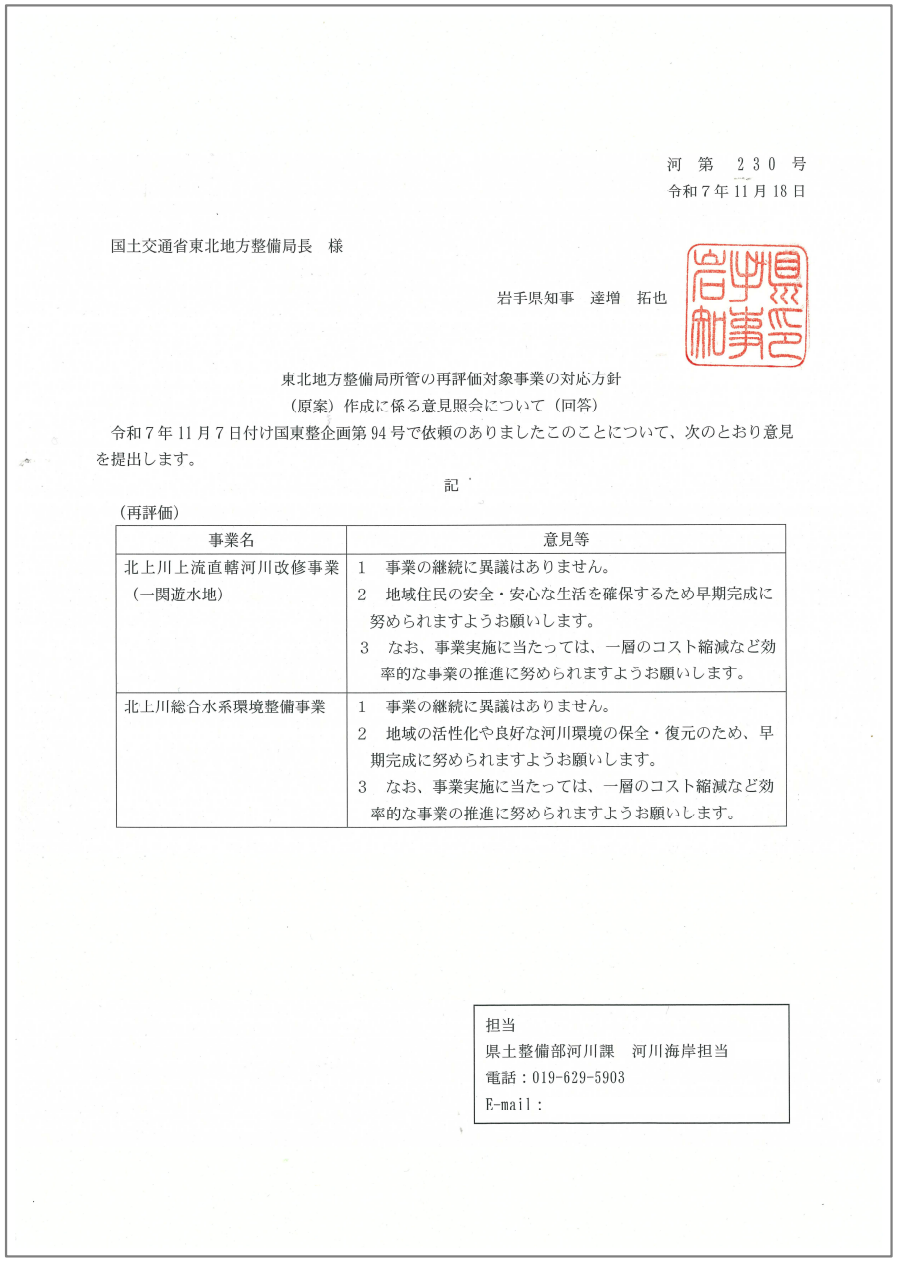


一般国道4号　水沢東バイパス活用状況

８．地方公共団体等の意見

● 岩手県知事からは、事業の継続に対する異議はなく、事業の早期完成及び一層のコスト縮減など効率的な事業の推進に努められるよう意見を頂いております。

県	意　見
岩手県	１　事業の継続に異議はありません。 ２　地域住民の安全・安心な生活を確保するため、早期完成に努められますようお願いします。 ３　なお、事業実施に当たっては、一層のコスト縮減など効率的な事業の推進に努められますようお願いします。



河　第　２３０　号
令和７年 11 月 18 日

国土交通省東北地方整備局長　様

岩手県知事　達増　拓也

東北地方整備局所管の再評価対象事業の対応方針
（原案）作成に係る意見照会について（回答）

令和７年 11 月７日付け国東整企画第 94 号で依頼のありましたこのことについて、次のとおり意見を提出します。

記

（再評価）

事業名	意見等
北上川上流直轄河川改修事業 （一関遊水地）	１　事業の継続に異議はありません。 ２　地域住民の安全・安心な生活を確保するため早期完成に努められますようお願いします。 ３　なお、事業実施に当たっては、一層のコスト縮減など効率的な事業の推進に努められますようお願いします。
北上川総合水系環境整備事業	１　事業の継続に異議はありません。 ２　地域の活性化や良好な河川環境の保全・復元のため、早期完成に努められますようお願いします。 ３　なお、事業実施に当たっては、一層のコスト縮減など効率的な事業の推進に努められますようお願いします。

担当
県土整備部河川課　河川海岸担当
電話：019-629-5903
E-mail：

９．対応方針（原案）

①事業の必要性に関する視点（事業の投資効果）

- 一関遊水地周辺には、一関市街地等の資産の集積する地域、物流・交通ネットワーク、要配慮者施設等が存在しています。
- 一関遊水地が整備されていなかった場合において洪水が発生すると、重要施設が浸水し甚大な被害の発生が想定されることから、治水安全度を向上させることが必要です。

②事業の進捗の見込みの視点

- 令和7年度の工事により、一関遊水地本体は洪水調節効果を発揮できる状態となることから、令和8年度の出水期に供用を開始し、令和9年度から施設管理へ移行する予定です。

③コスト縮減の視点

- 掘削等による現場発生土砂は、他の公共事業に利用するなど、有効活用を図ることでコスト縮減に努めます。

④貨幣換算が困難な効果等による評価

- 河川整備計画規模の洪水が発生した場合、一関遊水地周辺の浸水区域内人口は約11,100人であり、想定死者数は、避難率0%で約1,310人、避難率40%で約780人、避難率80%で約260人との試算結果となっており、事業実施により被害が解消されます。

⑤地方公共団体等の意見（岩手県知事）

- 岩手県知事に「東北地方整備局所管の再評価対象事業の対応方針（原案）作成に係る意見照会」を行った結果、令和7年11月18日付け河第230号（岩手県）により、対応方針（原案）について事業の継続に異議はありません。早期完成に努められますようお願いします。一層のコスト縮減など効率的な事業の推進に努められますようお願いしますとの回答を頂いている。

[対応方針（原案）]
当該事業は、前回の再評価時以降も事業の必要性、重要性に変化はなく、事業の投資効果も確認できることから、事業を継続することが妥当と考える。